

継続指導

平成 24 年 11 月 2 日

河津桜まつり出店予定者 各位

河津町産業振興課長

河津桜まつり開催に伴い（二）河津川民地側堤とう敷の 出店時の取り扱いについて

標記について静岡県下田土木事務所と確認しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、適用にあたっては十分留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 本件の適用期間 河津桜まつり開催期間のみ
2. 取扱い

- ① （二）河津川河川区域（堤とう敷）に、営業行為のために栈橋等（仮設通路）を設けることは原則禁止ですが、期間中に限り店舗へのお客様の出入りのために設ける場合で、次の条件に該当する場合は、静岡県への手続きを省略することができます。

（条件）

- ア 河津川堤とう敷に設ける栈橋等（仮設通路）は、多人数の通行に耐える安全なものであること。
 - イ 当該堤とう敷には杭などを打ち込まないこと。（橋梁下部を含む）
 - ウ 堤とう敷（栈橋上）に商品を陳列しないこと。
- ② 上記①以外の現況スロープの場合にも手続きを省略することができますが、工作物を一時取外す必要がある場合には、河津町と工事承認等の手続きが必要です。
 - ③ 河川区域（堤とう敷）へ杭などを打ち込むことは、河川管理上、極めて支障があるため禁止されています。したがって、これについては静岡県へ手続きを申し出ても認められません。

